「少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	を
少数株主利益（又は少数株主損失）	
当期純利益（又は当期純損失）	
少数株主利益（又は少数株主損失）	
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	」

益計算書の表中

「当期純利益（又は当期純損失）	に「少数株主に係る当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純利益）（又は親会社株主に帰属する当期純損失）」

を「非支配株主に係る」に改め、同表記載上の注意1(1)中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額」に、「当期純利益金額（」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額（」に改め、同記載上の注意1(2)中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額」に、「当期純利益金額を」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額を」に改める。

別紙様式第九号1(2)〔企業集団の状況について記載する場合〕イの表中「連結経常収益」を「経常収益」に、「連結経常利益」を「経常利益」に、「連結当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に、「包括利益」を「連結包括利益」に、「連結純資産額」を「純資産額」に、「総資産」を「連結総資産」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別紙様式第一号の改正規定（第4の表記載上の注意に係る部分に限る。）、別紙様式第二号の改正規定（第4の表記載上の注意に係る部分に限る。）、別紙様式第三号の改正規定（第2の4の表記載上の注意に係る部分に限る。）及び別紙様式第四号の改正規定（第2の4の表記載上の注意に係る部分に限る。）並びに附則第三項の規定　公布の日

二　別紙様式第一号の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び別紙様式第二号の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四項の規定　平成二十七年三月三十一日

（経過措置）

2　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）第八十四条第二号ロ(3)並びに別紙様式第三号（第2の4の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第四号（第2の4の表記載上の注意を除く。）及び別紙様式第七号から別紙様式第九号までの規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式第一号第4の表記載上の注意、別紙様式第二号第4の表記載上の注意、別紙様式第三号第2の4の表記載上の注意及び別紙様式第四号第2の4の表記載上の注意の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

4　新規則別紙様式第一号（第4の表記載上の注意を除く。）及び別紙様式第二号（第4の表記載上の注意を除く。）の規定は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項、第三十五条の五第一項及び第二項第八号、第三十五条の六第三項及び第四項、第三十五条の八の規定により読み替えて準用する同法第三十一条第一項、同法第三十七条、第三十八条第一項から第三項まで、第三十九条第一項、第四十八条、第五十条並びに第五十条の十一の規定により読み替えて準用する同法第五十条の六第一号及び第二号並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二十一条第三項の規定により読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令

（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

第一条　国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十五条の五第一項の中長期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第二条　機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　機構の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。